

① 職場に知られてしまうのでは？ ↓ 裁判所は勤務先には破産の事実を知らせることはありません。また会社側は原則、この手続を原因として解雇することはできません。

② 給与は自由に使えなくなるのか？ ↓ 破産手続開始決定後は、日常生活に必要な金銭（原則99万まで）や、生活必需品は本人が自由に使えます。

③ カードやローンは利用できなくなるの？ ↓ 破産だけでなく、債務整理をすればしばらくの間（五〜七年程度）は利用できなくなりません。

④ 貸金業者から嫌がらせを受けるのでは？ ↓ 債権者は裁判所から通知を受けた後、

正当な理由なく返済等の連

絡を本人に直接することを禁止されています。

⑤ 家族に迷惑がかかるのでは？ ↓ 破産手続は本人の問題なので、家族が連帯保証人等になっていない限り、法的に影響はありません。

自己破産手続では裁判所から「免責」を受けることによって、借金の支払責任がなくなります。お悩みの方はご相談下さい。

借金整理、悩まず相談を！

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)